

船橋市青少年団体事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、青少年団体が青少年の健全育成を図るために行う事業に対して、青少年団体事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、青少年の健全育成に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「青少年団体」とは、教育委員会において認定された次の各号に掲げる団体をいう。

- (1) 船橋市子ども会育成連絡会
- (2) ボーイスカウト船橋市連絡協議会
- (3) ガールスカウト千葉県連盟船鎌地区
- (4) 船橋海洋少年団
- (5) 船橋市野球協会少年学童部
- (6) 船橋交通少年団
- (7) 船橋市青少年友の会

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は青少年団体が実施する事業であって、次の号に掲げるものとする。

- (1) 社会奉仕活動事業
- (2) 世代間交流事業
- (3) 青少年の育成指導者の養成事業
- (4) その他青少年の健全な育成を図る事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち別表に掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内であって、補助対象経費の2分の1以内の額とし、百円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする青少年団体の代表者（以下「申請者」という。）は船橋市青少年団体事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（第3号様式）
- (2) 収支予算書（第4号様式）
- (3) 役員及び構成員名簿（第12号様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定により申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付についての意見聴取）

第7条 市長は、補助金の交付の決定に当たっては、社会教育法（昭和24年法律第207号）第13条の規定により、あらかじめ社会教育委員会議の意見を聴くものとする。

（交付決定等）

第8条 市長は、第6条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、その旨を船橋市青少年団体事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、第6条第2項ただし書きの規定による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

（交付申請の取下げ）

第9条 申請者は、決定内容に異議があり、申請を取り下げようとするときは、速やかにその理由を附して市長に届け出なければならない。

（計画変更等の承認）

第10条 申請者は、補助事業等の計画を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）しようとするとき又は補助事業等を中止、若しくは廃止しようとするときは、速やかに船橋市青少年団体事業費補助金（計画変更・中止・廃止）申請書（第9号様式）により市長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 申請者は、補助事業完了後、速やかに船橋市青少年団体事業費補助金実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（1）事業報告書（第6号様式）

（2）収支決算書（第7号様式）

（3）その他市長が必要と認める書類

2 第6条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、

申請者が前項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（交付額の確定等）

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、実績報告書等の書類を審査し、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付決定の内容に適合するものであるか精査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市青少年団体事業費補助金確定通知書（第8号様式）により、申請者に通知する。

（交付時期等）

第13条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業等が完了した後において交付する。ただし、市長が必要と認めるときは、事業等の完了前に概算払にて交付することができる。

- 2 申請者は、前項ただし書きの規定により概算払を受けようとするときは、船橋市青少年団体事業費補助金概算払請求書（第10号様式）により市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により概算払請求書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金を概算払することができる。
- 4 補助金額の確定後、戻入が生じた場合は、速やかに、船橋市青少年団体事業費補助金精算書（第11号様式）を市長に提出し、精算の手続きを行わなければならない。

（交付決定の取消等及び返還）

第14条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する行為を行った時は、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により、交付決定を受けたとき。
- (2) 交付を受けた補助金を、補助対象以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容及び、これに附した条件に違反したとき。

（財産の処分の制限）

第15条 申請者は、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（書類の整備及び保存年限）

第16条 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第17条 申請者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、船橋市青少年育成団体事業費補助金に係る消費税仕入控除税額報告書（第13号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

なお、申請者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合には、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

（補足）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に係る手続き等については、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年4月30日規則第50号）及び船橋市特定団体への補助金の交付に関する基準（平成21年12月18日施行）に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月12日から施行する。

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助率
青少年団体が実施する 以下の事業 (1)社会奉仕活動事業 (2)世代間交流事業 (3)青少年の育成指導者 の養成事業 (4)その他青少年の健全 な育成を図る事業	報償費	予算の範囲内であって、 補助対象経費の2分の 1以内の額とし、百円未 満の端数があるときは、 これを切り捨てる。
	消耗品費及び原材料費	
	印刷製本費	
	通信費	
	保険料	
	研修費	
	使用料	
	備品購入費	